3

後見監督とは

「後見監督」というのは、どういうことをするのですか。



A

「後見監督」とは、家庭裁判所が後見人に対し、その仕事が適正になされているかを確認するため、定期的な報告を求めたり、 調査を行うことです。

後見人は、普段から被後見人の財産状況や生活状況をきちんと把握し、年に一度、家庭裁判所に対して定期的な報告をして後見監督を受ける必要があります。

【後見事務の報告】

後見人は、毎年定められた期限までに自主的に報告書を提出する必要があります。報告書は、本冊子の後ろにあるひな形をコピーして作成してください。

添付資料については,42頁の「後見監督時の資料提出に関する注意点」 を参考にしてください。

なお、期限までに報告書の提出がない場合には、弁護士・司法書士等の 専門職を調査人に選任して、後見事務や財産状況の調査を命じたり(調査 人の報酬は、本人の財産から支払われることになります。)、専門職を後 見人に追加選任したり、後見監督人に選任したりしますので、必ず期限ま でに報告書を提出してください。

【後見事務の調査】

家庭裁判所が必要と判断した場合,被後見人の生活状況や財産管理の状況を,後見人から直接説明していただくことがあります。その場合は,家庭裁判所にお越しいただく日時等を事前にお知らせいたします。

調査等の際には、預貯金の通帳や生命保険証書など、財産目録に記載されているものをお持ちください。通帳等は、最新の残高が記載されたものが必要となりますので、必ず記帳しておいてください。